

# 外来・在宅医療部会の概要

令和6年12月13日開催

## [議題①] 在宅サービス利用者等の自宅療養支援について

コロナ禍における県内訪問看護ステーションの取組について意見交換を行い、以下の方向性となった

- 次の感染症危機において、在宅サービス利用者等が必要なサービスを受けながら、自宅で療養できるよう、**平時から地域の在宅医療・介護関係者等の顔の見える関係を構築し感染症対応力を強化することが必要**

### (委員意見)

- ・ 訪問看護、介護等関係者が、顔の見える関係性の構築やそれぞれの強み等を確認し合うための場の積み重ねが大切ではないか。
- ・ 訪問介護事業所の殆どは、利用者宅へ直行直帰するケースも多い。小規模な事業所に感染対策を広く周知することは困難。地域単位や訪問看護ステーションを中心に普段から付き合いのある事業所同士で定期的に感染症対策に関する研修会を開催する等の工夫が必要

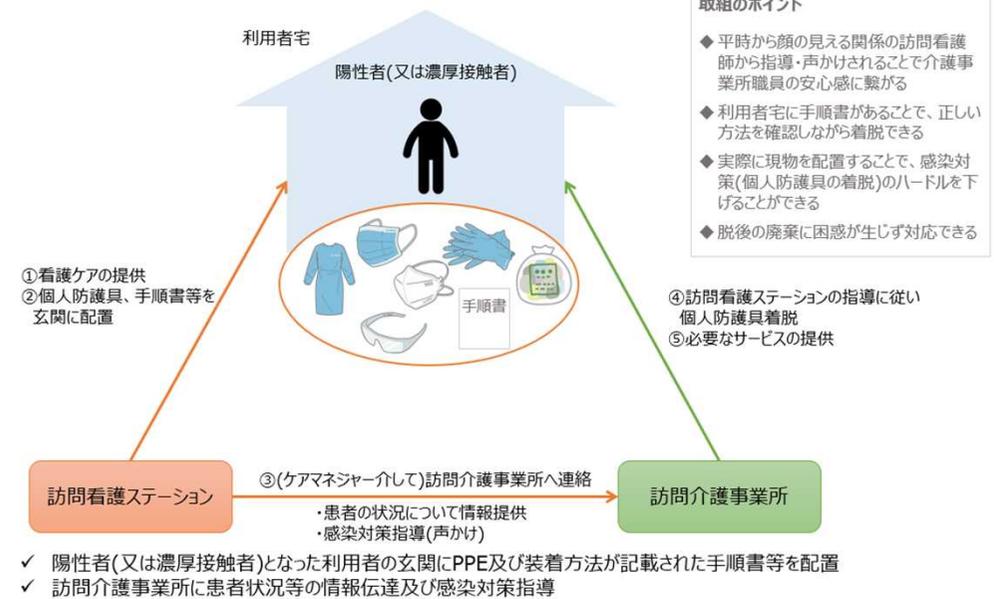
### (その他委員意見)

- ・ コロナ発生当初は、患者が特定されることを恐れ、玄関先でのPPE着脱や訪問診療自体を拒まれたケースもあった。
- ・ 患者のコロナ罹患についての第一報が入る入り口部分が脆弱である。感染者の情報は個人情報保護の観点から全く知り得ず、何も知らずに訪問して感染した、という事態も起こり得た。
- ・ 訪問看護ステーションの規模による対応力の差等の課題もある。
- ・ 顔の見える関係性を築くことはとても大切だが、訪問看護・介護事業所の数や規模については地域でばらつきがある。いかに同じような、良好な情報共有ができるか、という課題がある。

## 在宅サービス利用者等の自宅療養支援について

資料 3

### 02. 訪問看護ステーションでの有事の取組事例〈オミクロン株(2022年)以降〉



令和6年度第1回奈良県感染症対策連携協議会外来・在宅医療部会資料(一部抜粋)

## [議題②] 避難所における感染症対策について

第4の在宅療養の場である「避難所」の開設時における感染症対策に関する留意点を市町村へ情報提供することについて意見交換を行い、以下の方向性となった

➤ まずは、**市町村の現状を把握**することが必要【**継続審議**】

### (委員意見)

- 避難所運営を支援する主体は市町村。避難所開設時の感染症対策に関し、情報提供する留意点については、より詳細により時間をかけて検討した方がよい。
- 県が市町村に指示や指導を行うことは難しいが、まずは、議論に有益な材料となる調査や情報収集をお願いしたい。
- 災害時の感染症対策に向けて、常に考え、協力して同じ方向で議論していくことができればよい。

### (その他委員意見)

- 厚生労働省と日本環境感染学会は2024年10月1日に災害時感染制御支援チーム(DICT)の事務局を国立国際医療研究センター(NCGM)に設置し、取り組みの充実・強化を図っている。奈良県においても、DICTと平時から緊密な関係を構築する必要がある。
- 避難所は設営時から感染症を念頭に置かなければならない。一旦設営されてしまうと後で修正することが困難。
- 県で避難所開設時の留意点を情報提供しても実行の主体は市町村であるため、実現のための支援が必要ではないか。
- 能登半島地震の災害支援では、一度設置された避難所の改善を進言しても、“地元の責任者の指示がなければ変えられない”と拒否されるケースがあった。普段から市町村と情報を共有し、避難所の設営の仕方をはじめ、支援者側の意見を柔軟に取り入れる体制を作る必要がある。
- 口腔内は3日間放置すると歯周病菌がかなり増殖する。能登半島地震において、免疫低下者が誤嚥性肺炎で多く亡くなったと聞き及んでおり、直接命に関わらずとも、口腔ケアによって未然に感染症を防ぐ意味で歯ブラシの備蓄も重要。

## 避難所における感染症対策について

資料 4

### 01. はじめに

#### 【背景・課題】

- ✓ 令和6年1月1日に発生した能登半島地震では、避難所において新型コロナウイルス感染症や季節性インフルエンザ、ノロウイルス等の感染症が広がった
- ✓ 感染症危機下において災害が発生した場合、避難所での感染症対策を講じる必要がある

#### 【審議内容】

- ✓ 当部会において災害に関して審議する場合は、感染症対策（一次予防、二次予防/診療）に限定して審議する



### 02. 避難所の運営について

#### 避難所における感染症対策を支援するために

- ① 避難者(避難所運営者)の主体性を尊重すること
- ② バックアップ体制は市町村の災害対応業務の根幹であり、市町村との協働が必要

### 05. ご議論いただきたいこと

#### ① 経緯

- ✓ 避難所の感染症対策においては、
  1. 発災直後は、施設管理者である地域住民等を中心に避難所を開設しなければならない
  2. レイアウト等を後から変更するのは困難
  3. 災害支援チーム(JMATやDICT等)は到着までに時間を要する
 そのため、避難所を開設する際には、地域住民や市町村が、基本の感染症対策を踏まえておくことが重要
- ✓ そこで、その留意点に関する情報提供資料を作成し、市町村へ情報提供※することで、避難所開設時の感染症対策の再確認を促す
  - ※ (案)保健所、地区医師会等を通じた周知・啓発

令和6年度第1回奈良県感染症対策連携協議会外来・在宅医療部会資料(一部抜粋、一部修正)